



平成 21 年 11 月 27 日  
総務部財務局税務室

## 核燃料税の更新に係る静岡県と中部電力(株)との合意について

11 月 27 日、納税義務者である中部電力(株)の宮池代表取締役副社長が来庁し、川勝知事と税率を 13%とした上で 5 年間課税を継続することで正式に合意しました。

## ■核燃料税の更新に係る条例案の提出について

### (要 旨)

本年度末に課税期間が満了する核燃料税について、税率を引き上げた上で、引き続き 5 年間課税を継続する条例案を 12 月議会に提出する。

なお、納税義務者である中部電力(株)とは、現在条例案の方向で調整中である。

### (概 要)

#### 1 更新の内容

現在 6 期日となる核燃料税の課税期間は、平成 22 年 3 月 31 日に終了するが、浜岡原子力発電所の立地に伴う原子力安全対策、生業安定対策、民生安定対策等の財政需要は今後とも相当額が見込まれることから、引き続き 5 年間課税することとする。

なお、税率については、今後 5 年間の財政需要や他道県の課税状況を踏まえ、現行の 10%から 13%とする。

#### 2 核燃料税条例(案)の概要

税 目 名	核燃料税(法定外普通税)
課税客体	発電用原子炉への核燃料の挿入
課税標準	発電用原子炉に挿入された核燃料の価額
納税義務者	発電用原子炉の設置者(中部電力(株))
税 率	13%(現行は10%)
課税期間	5年間(平成22年4月1日~平成27年3月31日)
税収見込額	5年間で約169億円
徴収方法	申告納付(申告期限は、核燃料を挿入した日から起算して2月を経過する日の属する月の末日)

#### 3 今後のスケジュール(案)

日 程	内 容
11 月 30 日	核燃料税条例案を 12 月議会に提出
12 月下旬	総務省へ協議書提出
3 月下旬	総務大臣同意